

緊急事態宣言の延長を受けた給付認定の取扱いについて（周知）

日頃より本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。
国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、給付認定の取扱いを特例的に以下の通りとしますので、ご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。

1 給付認定の取扱い

(1) 就労内定者や育児休業からの復職者について

「8月31日までに育休終了（就労開始）する」場合には、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）の変更や保育所等の退園を求めないこととします。

(2) 求職中認定について

7月末までに有効期間の終了を迎える場合、「8月31日まで」認定の有効期間を延長することとします。

2 背景

本通知の発出時点で、緊急事態宣言は5月31日まで継続となりました。

求職中認定が3か月を有効期間の基礎としていることを踏まえ、『緊急事態宣言で指定された期間後である、6月1日から3か月間』を認定の有効期間とすることとし、「8月31日まで」を求職中認定の有効期間及び復職等確認の区切りとすることとしました。

3 その他

本通知は、本市における給付認定の取扱いの周知が趣旨です。

本通知を受け、事業者の皆様にご対応をいただくことは、特段ございません。

＜参考＞原則的な取扱い

通常であれば、以下の通りの取扱いとしています。

- 就労内定の方や育児休業からの復職予定の方

「利用開始月内に就労開始（育休終了）すること」をお願いしています。

- 求職中の方

認定期間内（3か月以内）に就労していただくことをお願いしています。